## 京都海区漁業調整委員会指示第69号

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 120 条第 1 項の規定により、京都府海域における火 光利用釣漁法の制限について、次のとおり指示する。

令和6年3月29日

京都海区漁業調整委員会 会長 葭 矢 護

#### (経ヶ岬突端正北の線以東の海域の制限内容)

1 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以東の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

京丹後市経ヶ岬突端正北の2海里の点と舞鶴市沖ノ 島北端及び大飯郡おおい町鋸埼突端を結ぶ線以南並 びに白石礁周辺(水深 100 メートル以浅)の海域のう ち、次に掲げる海域 (1) 次のA1、A2、A3、A4、A5、A6、A7、A8 及びA9 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によっ て囲まれた海域 A1 北緯 35 度 33、48 分 東経 135 度 29、20 分 A2 北緯 35 度 34、07 分 東経 135 度 29、51 分 A3 北緯 35 度 37、61 分 東経 135 度 29、75 分 A4 北緯 35 度 37、10 分 東経 135 度 25、15 分 A6 北緯 35 度 36、41 分 東経 135 度 24、27 分 A7 北緯 35 度 35、75 分 東経 135 度 24、27 分 A7 北緯 35 度 34、79 分 東経 135 度 24、62 分 A8 北緯 35 度 34、44 分 東経 135 度 25、53 分		海  域	1 船舶につき集魚灯 に使用する火光設備
	1	島北端及び大飯郡おおい町鋸埼突端を結ぶ線以南並びに白石礁周辺(水深 100 メートル以浅) の海域のうち、次に掲げる海域 (1) 次の A1、A2、A3、A4、A5、A6、A7、A8 及び A9 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海域 A1 北緯 35 度 33、48 分 東経 135 度 29、20 分 A2 北緯 35 度 34、07 分 東経 135 度 29、51 分 A3 北緯 35 度 37、03 分 東経 135 度 29、75 分 A4 北緯 35 度 37、61 分 東経 135 度 26、92 分 A5 北緯 35 度 37、10 分 東経 135 度 25、15 分 A6 北緯 35 度 36、41 分 東経 135 度 24、27 分 A7 北緯 35 度 35、75 分 東経 135 度 24、08 分 A8 北緯 35 度 34、79 分 東経 135 度 24、62 分	用禁止 (3)の海域:3キロワット以

	(2) 次の B1、B2、B3、B4、B5、B6、B7、B8、B9、	
	B10、B11、B12、B13、B14、B15、B16、B17 及び	
	B18 の点を結んだ線並びに最大高潮時海岸線に	
	よって囲まれた海域(ただし、共同漁業権京共第	
	22 号の区域については、9 月 1 日から翌年 5 月	
	31 日までの間に限る。)	
	B1 北緯 35 度 33. 97 分 東経 135 度 23. 90 分	
	B2 北緯 35 度 34.69 分 東経 135 度 23.75 分	
	B3 北緯 35 度 35. 40 分 東経 135 度 22. 70 分	
	B4 北緯 35 度 35. 41 分 東経 135 度 21. 81 分	
	B5 北緯 35 度 34.61 分 東経 135 度 19.63 分	
	B6 北緯 35 度 34.18 分 東経 135 度 18.92 分	
	B7 北緯 35 度 36. 79 分 東経 135 度 17. 28 分	
	B8 北緯 35 度 37. 61 分 東経 135 度 17. 68 分	
	B9 北緯 35 度 38.12 分 東経 135 度 19.43 分	
	B10 北緯 35 度 40.02 分 東経 135 度 20.20 分	
	B11 北緯 35 度 42. 26 分 東経 135 度 20. 53 分	
	B12 北緯 35 度 45. 16 分 東経 135 度 18. 78 分	
	B13 北緯 35 度 45. 48 分 東経 135 度 17. 63 分	
	B14 北緯 35 度 46.38 分 東経 135 度 17.42 分	
	B15 北緯 35 度 47. 19 分 東経 135 度 16. 37 分	
	B16 北緯 35 度 47. 50 分 東経 135 度 15. 30 分	
	B17 北緯 35 度 47. 17 分 東経 135 度 14. 16 分	
	B18 北緯 35 度 46. 51 分 東経 135 度 13. 65 分	
	(3) (1)及び(2)を除く海域	
	₩ # 25 亩 5/ 10 八の約以南の海峡 /1 の西の海峡 * *	3キロワット以内の電球
2	北緯 35 度 54.19 分の線以南の海域(1 の項の海域を 除く。)	12 個以内
	<b>陈</b> 、。)	12 间以内
	北緯 35 度 54.19 分の線から、いか釣り漁業禁止区	3 キロワット以内の電球
3	域線(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和 38)	18 個以内
	年農林省令第5号)別表第4いか釣り漁業の項1のロ	1001/271
	の(8)の点及び(9)の点を結んだ線をいう。)までの海	
	域	

# (経ヶ岬突端正北の線以西の海域の制限内容)

2 京丹後市経ヶ岬突端正北の線以西の海域において火光を利用した釣漁法は、次の海域ごとに定める火光設備を使用しなければならない。

	海 域	1 船舶につき集魚灯に使用する火光設備
1	距岸 2 海里以内の海域のうち、次に掲げる海域 (1) 次の C1、C2、C3、C4、C5、C6 及び C7 の点を結	(1) 及び(2)の海域:火光使 用禁止
	んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれ	(3)の海域:3 キロワット以
	た海域	内の電球3個以内
	C1 北緯 35 度 40. 59 分 東経 134 度 58. 21 分	
	C2 北緯 35 度 41.86 分 東経 134 度 57.59 分	
	C3 北緯 35 度 42.01 分 東経 134 度 56.85 分	
	C4 北緯 35 度 41.57 分 東経 134 度 56.18 分	
	C5 北緯 35 度 40.97 分 東経 134 度 56.21 分	
	C6 北緯 35 度 40. 18 分 東経 134 度 57. 03 分	
	C7 北緯 35 度 40.35 分 東経 134 度 57.83 分	
	(2) 次の D1、D2、D3、D4、D5 及び D6 の点を結んだ	
	線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた海	
	域	
	D1 北緯 35 度 38.91 分 東経 134 度 54.06 分	
	D2 北緯 35 度 39.14 分 東経 134 度 54.67 分	
	D3 北緯 35 度 40.74 分 東経 134 度 55.37 分	
	D4 北緯 35 度 41.32 分 東経 134 度 54.56 分	
	D5 北緯 35 度 41.32 分 東経 134 度 51.83 分	
	D6 北緯 35 度 39.47 分 東経 134 度 52.05 分	
	(3) (1)及び(2)を除く海域	
2	距岸 2 海里を超え、水深 200 メートル以浅の海域	3 キロワット以内の電球 12 個以内
3	水深 200 メートルを超え、いか釣り漁業禁止区域線	3キロワット以内の電球
	(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農	18 個以内

林省令第5号)別表第4いか釣り漁業の項1の口の(8) の点及び(9)の点を結んだ線をいう。) までの海域

## (指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、令和9年3月31日までとする。

## (廃止)

4 令和3年3月30日付け京都海区漁業調整委員会指示第67号は、廃止する。